

職業能力評価制度の整備

外部労働市場と内部労働市場を結びつけ円滑な労働移動を可能にするための社会的インフラとして、国の関与の下に、職業能力評価制度の整備充実に努めている。

(1) 技能検定制度

- 技能検定制度は、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する制度。
- 実技試験及び学科試験により行われ、現在137職種について実施。

- ・中央職業能力開発協会＝試験問題の作成、都道府県協会に対する指導・水準調整
- ・都道府県職業能力開発協会＝試験の具体的実施

※ 平成16年度から、若年労働者の確保等に資するため、3級検定職種の計画的な拡充、受検資格の緩和等を実施(現在34職種)

※ 平成13年度から、指定試験機関制度を導入し民間開放を推進(現在8職種 受検者の56.1%)

(2) 職業能力習得支援制度(ビジネスキャリア制度)

- ホワイトカラー労働者の体系的な知識習得を支援するための制度

- ・職務分野(10分野)毎に、職務遂行に必要な専門的知識を163単位(ユニット)に分類・各単位毎に学習すべき知識等の内容を「認定基準」として体系化し、認定基準に該当する民間の教育訓練を認定
- ・各単位毎に習得状況を確認するための修了認定試験を実施。

(3) 職業能力評価基準の整備

- 職業能力を客観的に評価する能力評価のいわば”ものさし”となるよう、職務遂行に必要な職業能力や知識について、レベル毎に記述した職業能力評価基準をものづくりからサービス産業まで幅広い業種において順次策定しているところ。
 - ・現在、事務系職務のほか、電気機械器具製造業、自動車製造業など17業種が完成。